

チーズ

- 日本人の嗜好に合うモzzarella、カマンベール、プロセスチーズ等の関税を維持。
- 主に原材料として使われるチェダー、ゴーダ等の熟成チーズやクリームチーズ等は関税撤廃するものの、長い経過期間(16年目までの関税撤廃期間)を確保。
- 国産チェダー、ゴーダ等の主な仕向け先であるプロセスチーズ原料用チーズについて、現行の抱合せ制度を維持することで、国産チーズに対する急激な需要減少を回避。

チーズの区分		現行関税	合意内容
主要なナチュラルチーズ	①フレッシュチーズ (クリームチーズ、モzzarella等)	29.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・モzzarella等(クリームチーズ以外):現状維持 ・シュレッドチーズ原料用関税割当 国産品の使用を条件とした無税輸入 抱合せ 国産品:輸入品 = 1:3.5 ・クリームチーズ 脂肪分45%未満:段階的に16年目に撤廃 脂肪分45%以上:即時10%削減 (29.8%→26.8%)
	②ブルーチーズ	29.8%	・11年目までに50%削減
	③その他チーズ(熟成チーズ) (チェダー、ゴーダ、カマンベール等)	29.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトチーズ(カマンベール等):現状維持 ・ソフトチーズ以外(チェダー、ゴーダ等):段階的に16年目に撤廃
	※プロセスチーズ原料用チーズ(①、②、③のチーズ、主にチェダー、ゴーダ等) 国産品の使用を条件に無税輸入を認める抱合せ制度 (国産品:輸入品 = 1:2.5)		
ナチュラルチーズを加工したチーズ	④シュレッドチーズ	22.4%	・段階的に16年目に撤廃
	⑤おろし及び粉チーズ	26.3%又は40.0%	・段階的に16年目に撤廃
	⑥プロセスチーズ	40.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持 ・国別関税割当 (豪、NZ、米に各100t(当初)→150t(11年目) 枠内税率 段階的に11年目で撤廃)

注: は関税撤廃の例外